

船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、「船橋市一般廃棄物処理基本計画」(以下「基本計画」という。)を推進するため、船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)の設置に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は基本計画を推進するため、次に掲げる事項について意見を述べることとする。

- (1) 基本計画の進捗状況について
- (2) 各関係団体における基本計画への参加について
- (3) 基本計画の改定に向けた検討課題について
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会の委員は10名以内をもって組織する。

- (1) 関係団体代表者 8名以内
- (2) 市民 2名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は互選によるものとする。
- 3 委員長は会を代表し、議事の進行及び整理を行う。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時又は委員長が欠けた時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進委員会は、原則として公開とする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、環境部資源循環課に置く。

(守秘義務)

第8条 推進委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を離れた後も同様とする。

(災害補償)

第9条 推進委員会開催の際に生じた災害に関する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 要綱第3条第2号に掲げる委員について、平成28年7月1日付委嘱の委員任期は、要綱第4条の規定にかかわらず、平成31年4月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。